令和８年（フ）第１３８９号
札幌市中央区南10条西10丁目２番12号　ソニア南10条202号
債務者　和田絵梨花
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４４１号
北海道北広島市西の里東３丁目12番地４　ハウス西の里
債務者　工藤　幸一
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４４６号
札幌市豊平区西岡２条３丁目１番41―201号
債務者　白幡　憲人
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８３号
北海道岩見沢市栗沢町南本町18番地49
債務者　市原美和子
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第３号
北海道紋別市落石町３丁目45番１号　ロワールＡ　102号室
債務者　大甕　雅美
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　旭川地方裁判所紋別支部

令和８年（フ）第１５３号
北海道釧路郡釧路町東陽西２丁目12番地１　ブライトン206号室、前住所釧路市美原３丁目36番11号
債務者　飛田　愛弓
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７７号
福島県南会津郡南会津町関本字上休場671番地２　町営住宅関本団地１―１号
債務者　玉川　伸洋
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１８１号
群馬県前橋市天川大島町1433番地２
債務者　新井　康弘
１　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２３５号
群馬県伊勢崎市粕川町1597番地７
債務者　渡邉　　徹
１　決定年月日時　令和８年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１０２８号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番27―206号
債務者　菅野こずえ
１　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０６８号
さいたま市見沼区大字小深作562番地１　312、旧住所さいたま市南区白幡１丁目２番13―305号
債務者　小林由希子
１　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１０２号
埼玉県川口市大字芝3796番地の２　ハーモニアス川口芝102号
債務者　齋藤　真代
１　決定年月日時　令和８年７月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１５６号
埼玉県川口市元郷４―13―11　Ｃｅｓｔ―ｍｅｔａｌ　102、住民票上の住所埼玉県川口市元郷４丁目13番16号
債務者　岡本　真帆
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２０８号
埼玉県幸手市北１丁目14番19号
債務者　横井　裕司
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２２３号
埼玉県蓮田市藤ノ木４丁目141番地　ハックベリーズ202号
債務者　北虎　眞弓
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２２４号
さいたま市桜区田島４丁目29番１―102号
債務者　渡邉　健二
１　決定年月日時　令和８年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係